初免許から34年、特定外来生物指定から18年、

山梨県がオオクチバス漁業権をやめるロードマップ公表!

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢 裕子

1. 西湖は次期免許期間中にも。山中湖は次期免許切替時をめざす

2023年度は内水面、つまり湖沼河川の漁業権免許である第五種共同漁業権免許の10年に一度の切替の年にあたります。7月11日、2023年度第1回山梨県内水面漁場管理委員会を傍聴した私は、県の内水面漁場計画案に関する説明を聞き、おおいに緊張しました。

特定外来生物オオクチバスの第五種共同漁業権はオオクチバス漁業権は外来生物法成立前から4湖(神奈川県芦ノ湖、山梨県河口湖、山中湖、西湖)に免許されていたため、同法成立時、生業の維持を理由に継続されました。しかし、この免許は漁業権魚種の遊漁料(釣り料)を徴収できる一方、その魚種の増殖義務が伴います。そのため、オオクチバスも稚魚を輸入して中間業者のもとで育て、オオクチバス免許湖に移植することが行われてきました。輸入も飼育も移動も放流も禁止され、違反すれば個人でも最大300万円、法人なら最大1億円の罰金がかかる特定外来生物であるにもかかわらず、です。

2013年の切替時、私たち全国ブラックバス防除市民ネットワーク(ノーバスネット)は切替を行わないよう求める要望書を日本魚類学会と同時に県に提出しましたが、時期が公聴会直前で、すでに案は固まっており、まにあいませんでした。

そこで、今回は2020年度から切替を行わないよう求める活動を開始し、2022年には大きな出来事がありました。同年5月、外来生物法改正法が成立したときの国会の附帯決議に、「オオクチバス・コクチバスの違法放流の撲滅を目指した対策と防除の取り組みを強化し、特定外来生物を対象とした漁業権の在り方やオオクチバス対策の方針を見直し、対策の実効性を高めること」が「政府が適切な措置を講ずべきこと」として記載されたのです。

これを受けて 2022 年 8 月、当ネットワークは日本自然保護協会、世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)、日本野鳥の会、日本魚類学会、日本トンボ学会と連名で「特定外来生物オオクチバス・コクチバスの規制・対策についての要望書」を、環境大臣、農林水産大臣、山梨県知事、神奈川県知事宛に提出しました。

しかし、見通しは暗く、おそらく今回も免許されてしまうだろうと推測されていました。実際に、切替時期の早い神奈川県では4月に公聴会があり、オオクチバス漁業権が今までと何も変わらず継続されました。せめて山梨県では何かしらの条件を盛り込んでほしいと、上記第1回委員会の折には、免許のもとになる漁場計画案に関する知事への質問状を、再度4団体・2学会の連名で準備して傍聴に向かい、委員会のあとにこれを担当課に提出したうえで記者会見を開かせてもらう段取りを、山梨県政記者クラブにお願いしていました。

ところが、上記第1回委員会で説明されたのは、3湖の漁協がそれぞれ「オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ」を作成したこと、そして、県と内水面漁場管理委員会がその進捗状況を見守り、指導することでした。西湖は免許期間途中の免許返上、山中湖は次回切替時の返上を目指すというのです。ロードマップ作成の背景に外来生物法の附帯決議があったことも明らかにされました。河口湖はオオクチバス放流量を減らすにとどまったため、ロードマップの名称も「オオクチバス漁業権返上」ではなく「オオクチバスに頼らない漁業管理」に向けたロードマップになったのでしょうが、これは驚くべき大きな変更で、傍聴していた私は緊張したのです。

実際に、この日の午後に予定していた質問状提出を急遽取りやめ、記者会見では傍聴内容を報告し、ロードマップを取材してほしいとお願いしました。また、上記4団体・2学会は「オオクチバス漁業権の返上に向けての山梨県の方針に対する共同声明」を急ぎ準備し、7月26日の公聴会・第2回山梨県内水面漁場管理委員会の日に山梨県に提出しました。「私たちはオオクチバス漁業権免許の即時返上を求めるが、ロードマップの作成と責任の所在を明らかにしたことを評価し、ロードマップの一日も早い決定と公開、履行を望む」という内容です。ロードマップを含む山梨県漁場計画は8月29日に公示されました。

2. ブラックバスは「減らすこと」

ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)は2005年、外来生物法できびしい規制のかかる特定外来生物に真っ先に指定されましたが、指定への反対も強く、大きな議論を呼びました。結果、外来生物法の規制には例外がつくられました。ひとつがオオクチバス漁業権や管理釣り場におけるオオクチバス利用の継続、ひとつがブラックバス釣りの作法ともされていたキャッチ&リリースの容認です。正確に言えば、これまで書いてきたように漁業権や管理釣り場が継続されたのは生業の維持のためでした。また、キャッチ&リリースが容認されたのは、「間違って捕獲した特定外来生物をその場で放すこ

とが罪になってはいけない」ためであり、「その場で放せば増やしてはいない」ためであり、だから「すべての特定外来生物に共通」とのことです。

しかし、この2つが容認と受け取られているために、ブラックバス対策は その後、啓発にとどまり、停滞してきました。ブラックバス第一次指定の目 的は、何より違法放流による生息域拡大の防止でしたが、まずこれが止まり ません。外来生物法前には少なかったコクチバスの生息域も、今日急速に広 がっています。

では、なぜ違法放流は止まらないか。バスが駆除すべき対象でありながら、利用の対象だからです。違法放流者には2種類がいると思われます。ひとつは「バスの生息域が増えれば、特定外来生物指定など意味がなくなる。バス釣りからの収入が増えれば、地域は容認・利用する」と考える悪質な人たちです。もうひとつは、ただバス釣り場を増やしたい何も考えない人たちでしょう。今日、どちらも少数派ですが、少数派の彼らが違法放流するだけで、全国各地で対策費がかかり、守られるべき生態系が失われます。この事態を改善するには、「ブラックバスは日本では駆除すべき」という大前提が明確に伝わり、すべての人に納得されることが必要です。

今回のロードマップ作成と公表はまさにここにつながる動きだと思います。山梨県内で最初にオオクチバス漁業権が免許されたのは 1989 年、河口湖でした。2005 年に外来生物法が施行され、ブラックバス (オオクチバス、コクチバス)が真っ先に特定外来生物に指定されたときも、前述したように免許は継続されました。そして今回も結論を言えば、山梨県のオオクチバス漁業権も神奈川県に続き、次の 10 年間継続となりました。また、ロードマップが出され、県や委員会が指導・助言するといっても、10 年後の結論はまた「代替魚種の不在」で「免許継続」という可能性はあります。それでも、これまで免許切替時には「オオクチバスに頼らない漁場管理ができるよう引き続き漁協を指導していく」というコメントしかなかったことを考えると、間違いなく大きな前進といえるでしょう。

3 湖の漁協と山梨県、委員会が今後、ロードマップを順当に踏んで、オオクチバス漁業権に頼らない漁場管理を進めるよう私たちは強く希望しています。同時に、私たちのほうも水辺の生き物保全団体として、協力できることがあれば協力したいと考えています。まずは今回公表されたロードマップをじっくりごらんください。

オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ(山中湖漁協)

「国本の発生が出っ」			オオクチ	オオクチバスの放流終了	<u></u>	漁協収入の増加	m 20	免許返上後	免許返上後の課題の解決		次期漁業権免許での返上を検討
	R6年	R7年	R8年	89年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	目標など
オオクチバス増殖手法											
放流量(kg)	200	200	500	500	500	300	300	200	200	0	○段階的に放流量を減らし、最終的には産卵場整備の
産卵場整備 (箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	みとする
漁協経営の改善策				-	-						
遊漁者增加策	■増加策の	の検討・試行		遊獵券	券の割引制度や	5、遊漁者の地	元施設優待制	度等の実施			
ワカサギ販売事業	販売先な販売の販売の	もなどの検討 売の試行			<u>-</u> ∰ —	:用魚の販売事	業を本格実施				○ワカサギを中心に、遊漁者数増加施策を実施して、 遊漁料収入を増加させる ○ワカサギ卵や食用出荷等、遊漁以外の収入源を確保
ワカサギ採卵の強化	棋部20年 密販売券	効率の改善 5事業の検討			自家採卵率	を向上させる、	卵販売事業を	実施する			73
地域経済への影響緩和策											
ワカサギによる地域振興	役場等と	との連携協議	L L	ワカサギの特産	'% t	さと納税返礼品	への登録なった。	こより割	(に貢献する		○役場や地元旅館、小売店などと連携し地域振興に関 → スモッニューナー - カード・カー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ
遊漁と連携した地域振興サーイル・ジャを加速を開発	無異	東の核語			日治体寺と連続し	紀の南領神の周光	施設被待期	度等を表施する-			うの取り組みを表配うの
カイン・ハイ浦を日生の大嶋漁場管理の実施		計画に基づく増	殖の実施、	法令や指導内容	字の遵守、在来:	集の影響調査	を実施 ⇒	管理状況を毎年	県に報告		理を実施
オオクチバス収支の把握			果・オオクチバス	大遊漁に係る収	入・支出を	もの漁業と区分	+ 収支を毎年県	年県に報告	Ī		に、オオクナハヘによる収文を労権化する ○管理状況、収支を毎年県、漁場管理委員会、漁協総 会等に報告する
免許返上の検討								-	-		
外来生物法飼養許可更新		飼養許可	\land	- SE -	飼養許可	\land	毎	飼養許可		飼養許可	○施策の取り組み状況、漁場管理状況を毎年総会などで報告し、免許返上の可能性について検討する
免許返上の検討			- 4	施策の取り組	み状況、漁場官	き理状況を理事	1会・総会で報	#0	-		○飼養許可の継続申請は、漁業権の返上可能性を検討 しつつ行う
温楽世											
连沙吕垤											
免許返上の協議	報報・職業	報報・特殊	報告・特殊	植物から智力を発生を表する	型状況報告、収 指導・助言	支報告を徴収 指導・助置	(公表も検討) 指導・影響	報報・輸業	観音・特器	報報・助館	○県は、管理状況や収支状況の報告をもとに、 <u>免許返</u> しか正述み第1 ペンケーのお話。 エッナス
္開始出と対策・支援策の検討	課題 日本				関係者との協	議 ⇒ 課題	発決策の検討 支援	策の検討・実	樞		- 1974年11年7年7日 - 1974年11日 - 19
漁業法第67条の手続き					漁場計画策定						業権返上の可能性を検討する
[漁場管理委員会] 第48章 單											
進少官理)風は振舞	の管理				h	
増殖量の指示	措示	指示	指示	推示	推示	推示	推示	構示	##	構示	○増殖量の上限を指示し、増殖計画を管理する
The state of the s				漁信	から管理状況	等の報告徴収					○管理状況や収支状況の報告をもとに、 <u>削減計画の見</u> 直し第の助言を毎年行う
漁場管理への助言	助電	助賞	助育	助育	斯雷	助實	助實	即實	助言	勒雷	○漁場計画策定時の答申では、オオクチバス漁業につ いて必要な音目を行う
漁業法第64条の手続き					漁場計画答申						

オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ(河口湖漁協)

【画本の辞無照口原】			放通	放流量を約3割減少	₩.	漁協収入の増加	はお	定期的な智	定期的な管理方針の見直し	≣(オオクチバス依存度の低減
100 May 100 Ma	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	目標など
オオクチパス増殖手法											
放流量 (kg)	3500	3400	3300	3200	3100	3000	2900	2800	2700	2600	○毎年放流量を減少させ最終的には2,600kgの放流とする
産卵場整備 (箇所)	1	2	2	2	2	3	33	3	3	es	○産卵場整備個所数を増やし、放流に頼らない漁場管理に移行する
漁協経営の改善策											
ワカサギ販売事業				ワカサギ	様卵量や定	置網での探集	量の増加	-			○引き続きワカサギ遊漁の振興は重点的に取り組む ○別販売や会用販売たど遊舎以外の事業収入の増加を
その他事業	連番以外の	 	ロ策検討 🗸			公願撰	外の事業を実	100	Ť		目指す ○その他の事業についても検討する
地域経済への影響緩和策				-					-		
自治体と連携した地域振興				段場などと連携	これ能策の実	(1) (ロカサギの	0特産品開発、	ふるさと納税返	礼品の利用等	<u> </u>	〇学四代本上教育・大利庁ケアン議員・基礎問題に配
遊漁税の活用	◆ 松樹様と	との連携協議		-		遊漁税による	アイフの物種な	برد	-		・OX者、元元KRH、プルドルとこ単かし必必飲料に関する取り組みを実施する
オオクチバス漁場管理の実施											
漁場管理の実施		かに基づ回出	(増殖の実施、)	去令や指導内容	1の道守、在来	条魚の影響調査	整を実施 ⇒ (管理状況を毎年	:県に報告		○計画や法令を遵守した漁場管理を実施するととも に、オオクチバスによる収支を明確化する
オオクチバス収支の把握			オオクチバス	遊漁に係る収、	人・支出を他の	溫業と区分	→ 収支を毎年	:県に報告			○管理状況、収支は毎年県、漁場管理委員会、漁協総会等に報告する
依存度低減の検討											
外来生物法飼養許可更新		飼養許可	^		飼養許可	$\hat{}$	- 自	自養許可	^	飼養許可	○施策の取り組み状況、漁場管理状況は毎年総会など
依存度低減策の協議			雄	りまとめた漁場	管理状況を理	軍事会・総会に	報告し協議する				で報告し、さらなる依存度低減策について協議する
【山梨県】											
削減計画見直しの協議	##·##	単版・参報		漁協から管理	状況報告、4	(支報告を徴収 指準・助置)	(公表も検討) 情事・助言	##-##	報・歌・歌・歌	##·##	○県は、管理状況や収支状況の報告をもとに、増殖計画等の見直しを毎年指導・助言する
課題の抽出と対策	出期顕維			-	関係者との協	お は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	は光楽の楽話		-		○関係者(県・町・漁協等)により、依存度低減についての課題抽出と解決策を協議する ○今和10年の漁場計画等に除する
漁業法第67条の手続き					漁場計画策定						業権免許返上の見通しを検討
【漁場管理委員会 】											
建沙吕州					画福計画	の管理				ľ	
増殖量の指示	长舞	新	##	機派	業	#	機等	- 禁条		柴	○ 地域量の上限を指示し、地域計画を管理する ・ の が 和よい かられています。
神場を理しの男司	#	***	#	福	から管理状況	(等の報告徴収	#	#	#	1	○管性状況を収支状況の執管をもとに、<u>開政計画の見</u> 直上等の財子を毎年行う○漁場計画策定等の答申では、オオクチバス漁業について、シェンの要かを目を行う
漁業法第64条の手続き					漁場計画等申						

オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップ(西湖漁協)

11111111111111111111111111111111111111				産卵場整備の縮小	備の縮小	漁館収	漁協収入の増加	免許返	免許返上後の課題の解決		当 期間中の漁業権免許返上を検討
国はの発展を口	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	R13年	R14年	R15年	回権など
オオクチバス増殖手法											
放流量 (kg)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇今後も放流は行わない。 〇本在本の日野野師部元を述れます。 具体ができず 年四
産卵場整備 (箇所)	10	9	8	7	9	2	4	3	2	1	↑○母牛座外線配備向所を減少させ、取除的に1.1.1回所 とする
漁協経営の改善策		•							-		
ヒメマス販売収入増加	販路や活/	や活用方法の検討			ת	ヒメマス販売の抄	ťΥ		•		○これまでどおりヒメマス樹漁振興に取り組む
ワカサギ遊池の強化					カサギ適正放	流量などの模須	松				○ロメンス扱行事業の取行する ○ワカサギは適圧技活幅などを検索しるし、指領者の ●面に 即り出す。
ヘラブナ遊漁の強化				ヘラブナ技	希量の増加、 資	『卵環境の保全	などの実施				○夏季の収入原としてヘラブナ遊漁の強化に取り組む
地域経済への影響緩和策							1		•		
ヒメマスによる地域振興	役場等と	等との連携協議 施策の検討		役場と連携し	た拖策の実施 ヒメマスジ	(地元飲食店など学ぶ会(ヒメマ	どで提供、ふく スサミットなど	5さと納税返礼)の創設	品の促進等)		○役場等と連携した稿實や、サミットの開催などにより、ヒメマスによる地域振興を図る
オオクチバス漁場管理の実施							•		† †		
漁場管理の実施		計画に基づく	増殖の実施、	法令や指導内	容の遵守、在来(を魚の影響調査	を実施 ⇒ 🖺	管理铁況を毎年	年票に報告		○計画や法令を遵守した漁場管理を実施するとともに、オオクチバスによる収支を明確化する
オオクチバス収支の把握			オオクチバス	な遊漁に係る収	入・支出を他の	漁業と区分	⇒ 収支を毎年	県に報告	_		○管理状況、収支は毎年県、漁場管理委員会、漁協総 会等に報告する
免許返上の検討											
外来生物法飼養許可更新		飼養許可	^	44	詞養許可	^	靈	飼養許可	^	飼養許可	○施策の取り組み状況、漁場管理状況は毎年総会などで報告し、免許支上についた権計する。
免許返上の検討		-	取りま	とめた漁場管	里状况を理事会	き・総会で報告	→ 免許返上	を協議	-		○飼養許可の継続申請は、漁業権の返上の可能性を検 討しつつ行う
【山梨県】											
進捗管理											
免許返上の協議	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	お職会	協議会	領語から智力	世状况報告、収 加斯会	支報告を徴収 >	(公義も検討)				○関係者(県・町・漁物等)による協議会を開催し、 <u>色野波上を毎年協議する</u> ○手を一関係者によっ、毎年波丁後の課職抽出ン支援
返上後の支援策		との協議	⇒ 支援策の検	前燕	支援の実施	,					策を協議する ○支援策が整い次第、漁場計画を変更 (オオクチバス 削除)
漁業法第67条の手続き					幹國敦更核計						○令和10年の漁場計画策定時には、オオクチバス漁業権免許返上を協議する
[漁場管理委員会] 建務管理											
増廃量の指示	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	**	- ※	影響	西部	の管理					○増殖量の上限を指示し、増殖計画を管理する
単位の~暦場構製	1	#	***	類	名から管理状況 場信	2等の報告徴収	2			Î	○管理状況や収支状況の報告をもとに、漁場計画変更 【オオクチバス側除】等を毎年即置する ○○総書用 策反等的答申では、オオクチバス漁業につ し、アン部を含しない。
漁業法第64条の手続き					計画変更答申						